第四百四十三号

日

**令和六年** 

一月二十五日 木 曜

> 指 定 地

> > 域

県 県

富 石 川山

#### 山梨県告示第十三号

覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和六年二月十五日まで一般の縦 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

令和六年一月二十五日

山梨県知事

長

崎

幸 太

郎

道路の種類

○換地処分の実施……………………………………………………………………一八○令和五年度林業用種苗生産事業者講習会の開催…………………………………………一八

七

○山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長…………一七

目

次

示

○政治団体の名称等の届出……………………………………………………………………………一九

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定………………………………………………………………………………

○不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………二○

路線名 甲府市川 三郷線

三 道路の区域

まで 区間 中巨摩郡昭和町西条字梅ノ木六八二番地先 甲府市国母八丁目五〇二番一地先から の別 旧新 旧 新 六・七 六・九~ 敷地の幅員 (メ ト トル) 七一・〇 九・六 延長 (メ ト  $\equiv$  $\equiv$ Ħ. Ŧi. ル

· 五

· 五

### 示

告

#### 山梨県告示第十二号

法により徴収するものに限る。)並びに狩猟税並びに軽自動車税の環境性能割に係るも を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日以降に到来するものについて くは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所 条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は条例に定め のを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。 る申告、申請、 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号。以下「条例」という。)第十三 自動車税の環境性能割及び種別割 請求その他書類の提出 (審査請求に関するものを除く。)又は納付若し (条例第百十九条第二項及び第四項に規定する方

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 令和六年一月二十五日

#### 山梨県告示第十四号

般の縦覧に供する。 設事務所 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から令和六年二月十五日まで一 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 次のとおり道

令和六年一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

Щ 梨 県 公 報 第四百四十三号 令和六年一月二十五日

七

一 道路の種類 県道

山

梨

- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

	一 四 · 一		
一 四 二 · 四	一〇・九~	新	- 野ル下林ので歩えーニナイイを一
	1二.七		上矛泵方岡泵を反下している。也もよら
一 四 二 · 四	八・七~	旧	上野原市棡原字坂本一二九七七番一地先か
(メートル)延長	敷地の幅員	の 旧別 新	区間

#### 山梨県告示第十五号

令和六年一月二十五日所峡北支所において、この告示の日から令和六年二月十五日まで一般の縦覧に供する。所峡北支所において、この告示の日から令和六年二月十五日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務路の供用を開始する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

月二十五日	五 六 · 四	五三〇番一地先まで 五三〇番一地先から 五二八番一地先から	長坂高根線	県道
期日開始の	延長	区間	路線名	種道類路の

#### 公 告

令和五年度林業用種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により令和五年度

林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和六年一月二十五日

開催日時 令和六年二月二十一日(水)午前九時三十分から午後五時まで山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

受講手続 受講対象者 山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者

提出書類 受講申込書

四

講しなかった場合でも還付しない。)
証紙を貼り付け、消印をしないこと。なお、手数料は、申込みを取り消し、又は受2 受講手数料 一万四千円(受講申込書に一万四千円に相当する額面の山梨県収入

政部森林整備課及び各林務環境事務所森づくり推進課において配布する。 (水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県 受講申込書の配布期間及び配布場所 この公告の日から令和六年二月十四日

を管轄する林務環境事務所森づくり推進課に持参すること。 4 受講申込書の受付期間、提出先及び提出方法 3に掲げる期間において、住所地

五 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

2

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

六 その他

1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

一六四六)又は各林務環境事務所森づくり推進課に問い合わせること。 2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県林政部森林整備課(電話〇五五-二二二-

#### ● 換地処分の実施

江、京の地帯総合整備事業(茅ヶ岳西麓地区第二工区)の換地処分を令和六年一月九日実県営畑地帯総合整備事業(茅ヶ岳西麓地区第二工区)の換地処分を令和六年一月九日実出地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

令和六年一月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 選挙管理委員会

# 山梨県選挙管理委員会告示第一号

条第一項の規定による届出が次のとおりあった。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七

令和六年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

4 員長 小宮山

博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

日	日				支部
令和六年一月十	令和六年一月一	甲府市緑が丘二-一三一三六	河西久美	田川勲	自由民主党山梨県美容政治連盟
日	日				一支部
令和六年一月四	令和六年一月一	富士吉田市下吉田二-二五-八	近藤能成	渡邊淳也	自由民主党山梨県富士吉田市第
日	日				部
令和六年一月四	令和六年一月一	笛吹市御坂町夏目原五六二	丹澤幸博	中村正仁	自由民主党山梨県笛吹市第二支
二十二日	十五日				支部
令和五年十二月	令和五年十二月	中巨摩郡昭和町西条九二〇-七	田中光治	石原政信	自由民主党山梨県中巨摩郡第一
十九日	十三日				支部
令和五年十二月	令和五年十二月	南巨摩郡南部町福士二六四三 – 一一	望月良郎	望月勝	自由民主党山梨県南巨摩郡第一
十九日	十二日				二支部
令和五年十二月	令和五年十二月	富士吉田市新倉二七一七 – 七	山田大	渡辺大喜	自由民主党山梨県富士吉田市第
届出年月日	設立年月日	主たる事務所の所在地	会計責任者氏名	代表者氏名	名称

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	区分
	え進ぶ	金 0 2 2 2	)	名称
				代表者氏名
手 島 宏 之	古屋ちえ美	穂 坂 知 雄	飯富理	会計責任者氏名
				主たる事務所の所在地
日	令和六年一月十	日	令和六年一月四	異動年月日
日	令和六年一月十	日	令和六年一月四	届出年月日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

山梨県公報

第四百四十三号

令和六年一月二十五日

Щ

-			
,	_	_	
(			

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
植田としみを支援する「植田	植田守	植田翼	甲府市西油川町三五	令和五年五月十	令和六年一月五
会」				日	日
天野ゆうじ後援会	若野重和	白輪地厚	大月市大月町真木二一三六	令和五年三月三	令和六年一月十
				十一日	日
小泉ふみお後援会	小泉彩夏	坂本礼加	大月市大月三 - 八 - 二六	令和五年十二月	令和六年一月十
				三十一日	日

# 山梨県選挙管理委員会告示第二号

号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二 令和六年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

員 長 小 宮 Щ

博

委

# 山梨県選挙管理委員会告示第三号

号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示(平成十五年山 梨県選挙管理委員会告示第七十号)の一部を次のとおり改正する。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二

令和六年一月二十五日

山梨県選挙管理委員会

員 宮 Щ

ション病院」に改める。 表中「ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院」を「ツル虎ノ門外科・リハビリテー 博

発行者 Щ 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番